

◆ ◆ 化学物質の自律管理 ◆ ◆
健康被害を起こさないようにするために

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、事業者は化学物質の自律管理を行うことが必要になりました。2024年4月からは化学物質管理者を選任して自社の化学物質管理に取り組み、具体的に何をすればよいイメージしづらいと感じる方も少なくないと思います。

最近、環境測定を依頼していただいている事業場でリスクアセスメントの実施、測定とその結果の周知を行う機会が増えってきました。

周知に関してご紹介いたします。

【化学物質による労働災害について】
化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触など）は、令和5年以前の10年間では、年間400件前後で推移しており、減少はしていません。（表）

令和元年から3年の有害物等との接触による労働災害の業種別発生状況では、

- ▽化学工業（119件）
- ▽金属製品製造業（88件）
- ▽食料品製造業（162件）

▽小売業・飲食店（計134件）
で多い結果になっています。

化学物質を多く使っていることが考えられる製造業だけではなく、小売業・飲食店等でも労働災害が多く発生しています。母数が多いことも原因のひとつであると思いますが、適切な保護具の未着用・作業マニュアルの不備・有害性の周知や教育不足に起因しているようです。

近年ではさまざまな雇用形態があり、社員・アルバイトだけではなく、一日単発で作業を依頼するというケースも一般的になりつつあります。その際に使用する化学物質に関するリスクの周知・教育、ばく露しないための適切な作業指示が労働災害を防ぐために重要となります。

【従業員への周知・教育について】
リスクアセスメントの結果を従業員へ周知する中で、実際に取り扱いを行う人と話す機会が増えました。化学物質に関する認識は非常に個人差があり、慎重に扱う方と慣れや無知により雑に扱う方、さまざまな方がいます。また、化学物質を意識せずに使用している方も多くいます。

例えば消毒等で幅広く使用されているエタノールも化学物質になります。揮発性が高い液体なので、大量に使用して吸引すると呼吸器への刺激や発がんのおそれ、生殖能又は胎児へ悪影響を及ぼす可能性があります。

このように正しい知識で使用していれば有用なものでも、知らずに使ってしまうと健康被害を生じてしまう危険性があります。健康被害を防ぐために従業員には使用している化学物質について周知し、適切な使用方法を各自の理解度に合わせて教育することが重要です。

（株アイエンス）

（表） (件)

年 事故の型	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
有害物等との接触	365	393	369	409	397	404	430	408	442	463
爆発	60	34	32	39	39	35	34	34	34	49
火災	50	41	56	30	41	95	34	30	36	30
合計	475	468	457	478	477	534	498	472	512	542

（厚生労働省 化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果 2024）